

# 国民の皆様の声・集計報告票

平成22年7月31日～8月6日受付分

担 当 部	企画調整部企画課 国民の皆様の声担当 (03-3506-9600)
-------	--------------------------------------

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合 計
	件	7 件	件	件	件	7 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	制度に関する提言	1 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1 件
	法令遵守違反に関するもの	件
	その他	5 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対応の方向
1	ジェネリック医薬品希望カードが送付されてきた。患者がカードを提示することで、医師との間にトラブルが起きる可能性があるかと思う。後発医薬品の使用に際し、厚生労働省がもっと医師に対し、意識改革するよう働きかけるべきである。	PMDAの管轄外であることをご理解いただくとともに、貴重なご意見として、厚生労働省に伝えました。
2	医薬品副作用被害救済給付を申請してから支給(不支給)決定されるまでに概ね8～10か月程度かかるとのことだが、何故そんなにかかるのか。	①「医薬品副作用被害救済制度」の対象となるのは、「承認された医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害」であり、「医薬品を適正に使用していなかったことによる場合」や「原疾患による場合」等は対象外であるため、使用された医薬品の使用目的、使用量、使用期間等について詳細な調査を行う必要があること。 ②独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第17条に基づき、医学的薬学的判定を要する事項について機構が厚生労働大臣に判定申出を行い、大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて行った判定を機構に通知し、機構から請求者に通知されること。 等の調査・判定結果の検討により、請求から決定まで8～10か月を要する場合もあることを説明しました。